

平成25年度第12回教育委員会定例会 会議録

◇ 開催年月日 平成26年3月25日（火） 15時30分開会
17時10分閉会

◇ 開催の場所 教育委員会室

◇ 出席委員

委員長	窪薙 修	委員	津曲 貞利
委員	高島 まり子	委員	桃木野 聰
教育長	石踊 政昭		

◇ 説明のため出席した者の職氏名

管理部長	秋野 博臣	教育部長	大脇 友治
管理部参事（図書館長）	岩切 尚子	管理部参事（総務課長）	福田 健勇
施設課長	岩切 正己	市民スポーツ課長	林 康裕
文化課長	千堂 和弘	美術館副館長	山西 健夫
学務課長	藤田 芳昭	学校教育課長	白濱 富男
保健体育課長	向井 雄志	青少年課長	岩戸 均
生涯学習課長	寺蘭 裕之	少年自然の家所長	藤山 洋一
中央学校給食センター所長	内田 雄二郎		

◇ 書記

総務課主幹	豊廣 正志	総務課主査	山本 直英
-------	-------	-------	-------

◇ 議事日程

1 開 会

2 会議成立の宣言

3 会議録署名者の指名

4 会議の公開等について

5 議 案

定第64号議案 鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件

定第65号議案 鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正の件

定第66号議案 鹿児島市教育委員会事務委任等規則一部改正の件

定第67号議案 鹿児島市立学校管理規則一部改正の件

定第68号議案 鹿児島市立学校職員の職、休日休暇及び勤務時間等に関する規則一部改正の件

定第69号議案 鹿児島市立幼稚園の保育料の減免に関する規則一部改正の件

定第70号議案 鹿児島市立高等学校の入学検定料及び入学料の免除に関する規則一部改正の件

定第71号議案 かごしま近代文学館条例施行規則廃止の件

定第72号議案 鹿児島市文化財審議会の運営及び鹿児島市文化財保護条例の施行等に関する規則一部改正の件

定第73号議案 鹿児島市立図書館条例施行規則一部改正の件

定第74号議案 鹿児島市公民館運営審議会の組織及び運営並びに鹿児島市公民館条例の施行等に関する規則一部改正の件

6 報告事項

(1) 鹿児島市暴力団排除条例に基づく暴力団排除措置等に関する協定書の締結について

(2) 平成26年度教育委員会活動の点検・評価について

(3) 平成25年度鹿児島学習定着度調査の結果について

(4) 平成25年度鹿児島市社会教育委員の会議について

(5) 吉田公民館の改修工事期間中の開館時間について

(6) 城西公民館のリニューアルオープンについて

(7) 次世代を切り拓く青少年育成事業基本計画策定について

(8) 鹿児島市美術品等取得基金による美術品の購入について

(9) 市内中学校生徒に関する事故について

(10) 市議会関係の審議結果等について

(11) 教育委員会関係の主な行事について

7 その他

8 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

委員長 ただいまから、平成25年度第12回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

委員長 本日は全員出席しております、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 会議録署名者の指名

委員長 本日の議事日程は、お手元に配付されているとおりです。本日の会議録署名委員として、高島委員と桃木野委員を指名します。

委員 はい。

4 会議の公開等について

委員長 次に、会議の非公開についてですが、本日の議案11件のうち定第64号議案は、人事・人選に係る案件でありますので、傍聴を禁止し、関係部課長のみの出席にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

また、報告事項（9）は、個人情報の保護を要する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとし、関係部課長のみの出席にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

委員長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

5 議案

定第64号議案 鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～～～～～～～～～～～～

定第65号議案 鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正の件

原案可決

委員長 それでは、他の説明員を入室させます。しばらくお待ちください。

次に、定第65号議案について、総務課長、説明をお願いします。

総務課長 議案つづりの2ページをお願いいたします。定第65号議案、鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則の一部改正の件につきまして、ご説明いたします。まず、改正理由につきましては、ページをめくっていただきまし

て、5ページ中ほどにありますとおり、平成26年4月1日付けの組織機構の整備等に伴い、関係条文を整理するものでございまして、組織整備については、先般、ご報告申し上げたところですが、それに伴う規則改正でございます。改正の内容につきましては、次のページの新旧対照表に基づきまして、主なものをご説明いたします。表の左側が現行、右側が改正後、備考の欄がその主な理由となっております。まず、第2条でございます。教育委員会の組織に関しましてですが、かごしま近代文学館を市長事務部局へ移管することに伴いまして、条文を削除いたします。また、第3条の内部組織につきましては、表の中ほどにありますように、施設課計画保全係の設置や市民スポーツ課の廃止、文化課の廃止並びに文化財課の設置をいたします。表の下の方になりますが、保健体育課に市民体育係を設置いたします。このことに伴いまして、関係条文を整備いたします。次に、7ページをご覧ください。第4条の事務分掌につきましては、ただ今申し上げました組織機構の整備等に伴いまして、業務の移し替えなど変更を行うものでございますが、こちらは、後ほどお目通しをお願いします。また、11ページをご覧ください。中ほどよりやや下の方にございますが、第9条では、各教育機関の所管課について変更を行います。以上で説明を終わります。よろしくご審議のうえご決定していただきますようお願いいたします。

委員長 それでは、ただ今の説明について質問等ございませんか。

(なしの声あり)

委員長 ご異議も無いようですので、定第65号議案については原案どおり改正することに決定いたします。

～～～～～～～～～～～～

定第66号議案 鹿児島市教育委員会事務委任等規則一部改正の件

原案可決

委員長 次に、定第66号議案について、総務課長、説明をお願いします。

総務課長 議案つづりの13ページをご覧ください。定第66号議案、鹿児島市教育委員会事務委任等規則一部改正の件につきまして、ご説明いたします。14ページの真ん中よりやや下にございます改正理由をご覧いただきたいと思います。教育委員会の権限に属するスポーツに関する事務の一部を鹿児島市経済局長に委任するとともに、文言を整理するものでございます。15ページの新旧対照表をご覧ください。第1条及び第2条は、これまで当規則が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく事務の委任のみを規定しており、今回、地方自治法の規定に基づく事務の委任を新たに規定することから、文言を整理するものでございます。第6条は、地方自治法の規定に基づき、「スポーツイベントの企画及び実施に関すること」を、経済局長に委任する規定を追加するものでございます。以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

委員長 それでは、ただ今の説明について質問等ございませんか。

委員 具体的に何が経済局に行くのですか。

市民スポーツ課長 現在、行っているイベントで言いますと、ランニング桜島、それから、サイクルフェスタin桜島、それから、ソフトバレーボール大会が松元と桜島で行われておりますが、その2つのイベントでございます。施設管理につきましては、鹿児島アリーナと、ビーチハウスが磯と生見にございますが、その管理を経済局が行うことになります。

委員長 他にございませんか。

(なしの声あり)

委員長 ご異議も無いようですので、定第66号議案については原案どおり改正することに決定いたします。

～～～～～～～～～～～～

定第67号議案 鹿児島市立学校管理規則一部改正の件

原案可決

定第68号議案 鹿児島市立学校職員の職、休日休暇及び勤務時間等に関する規則一部改正の件

原案可決

委員長 次に、定第67号議案及び定第68号議案は関連がありますので、一括して説明をお願いします。総務課長、説明をお願いします。

総務課長 議案つづりの16ページをお願いいたします。定第67号議案、鹿児島市立学校管理規則の一部改正の件について、ご説明いたします。17ページをご覧ください。下の方になりますが、改正理由は、職務の級の見直しにより、一般職に「主任」の職を新設することに伴い、条文を追加するもので、内容としては、第41条の3として、一定の知識又は経験を必要とする業務を行うものとして主任を設置することができる旨、規定するものでございます。施行日は、平成26年4月1日でございます。次の18ページは、新旧対照表でございますので、後ほどお目通しをお願いします。続きまして、議案つづりの19ページをお願いします。定第68号議案、鹿児島市立学校職員の職、休日休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改正の件について、ご説明いたします。

20ページをご覧ください。本件につきましても、先ほどの第67号議案と同様、一般職に「主任」の職を新設することに伴い、関係条文を整理するものでございます。施行日は、同様に平成26年4月1日です。次の21ページは、新旧対照表でございますので、後ほどお目通しをお願いします。以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

委員長 それでは、ただ今の説明について質問等ございませんか。

(なしの声あり)

委員長 ご異議も無いようですので、定第67号議案及び定第68号議案については原案どおり改正することに決定いたします。

～～～～～～～～～～

定第69号議案 鹿児島市立幼稚園の保育料の減免に関する規則一部改正の件

原案可決

委員長 次に、定第69号議案について、総務課長、説明をお願いします。

総務課長 議案つづりの22ページをご覧ください。定第69号議案、鹿児島市立幼稚園の保育料の減免に関する規則一部改正の件でございます。23ページをご覧ください。下の方に改正理由を記載してございますが、国の幼稚園就園奨励費補助において、保護者負担の軽減が拡充されることに伴い、減免対象者を見直すとともに、文言の整理をするものでございます。次に、24ページの規則に関する新旧対照表をご覧ください。市立幼稚園保育料の減免につきましては、これまで市民税の所得割課税の額を基に、低所得世帯に対して減免を行っておりますが、平成26年度、幼児教育に係る保護者の負担軽減に関する国の方策が拡充されることに伴いまして、第2条第2項で多子世帯への減免措置を新たに行うものでございます。今回の改正によりまして、減免対象となる多子世帯と申しますのは、小学校3年生以下の児童のうち、第2子又は第3子以降の子が属している世帯が対象になります。減免額は、園児が第2子の場合、保育料の2分の1の額、第3子以降の子の場合、保育料の全額を減免することになります。別紙の定第69号議案関係資料をご覧ください。現行と改正後を記載してございます。旧来の制度でありますと、この現行のところの表の上4つの部分が減免対象になつておりましたが、今回、新たに多子世帯ということで、表の下の方にございます部分が対象になるということで、拡充というかたちになります。下の方につきましては、平成25年12月1日現在の市立幼稚園4園に通園している園児の世帯に、仮に当てはめた場合に、どの様になるかを試算したものでございます。現在、減免の対象者が29人で、減免額が約177万円であるものが、改正後につきましては、101人が対象となり、約472万円の減免となるということで、減免額が3倍ほどに大きくなります。施行日は、平成26年4月1日でございます。以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

委員長 それでは、ただ今の説明について質問等ございませんか。

委員 今の多子世帯の説明のところで、当該園児が小学校3年生以下の児童のうち、第3子以降の子のときということは、一番上の兄か姉が3年生では無くて、4年生だったら該当しないということですか。

総務課長 4年生以上になられた場合に、まだ、その下に3年生以下の子が2人いらっしゃれば、2人目は減額の対象となります。小学校3年生以下の子どもだけをカウントすることになります。

委員 4年生になったら、減額されないということですね。

総務課長 4年生になつたら、その下に何人いらっしゃるかによって、4年生以上はカウントされなくなりますから、その下に3人いらっしゃれば、その一番下の子は、全額免除ということになります。

委員 これは、低所得世帯と多子世帯のダブルで受けられるのですか。

総務課長 どちらかでございます。改正文の減免の対象の第2条のところで、どちらかの規定で、有利な方を適用することになります。

委員長 他にございませんか。

(なしの声あり)

委員長 ご異議も無いようですので、定第69号議案については原案どおり改正することに決定いたします。

～～～～～～～～～～～～

定第70号議案 鹿児島市立高等学校の入学検定料及び入学料の免除に関する規則一部改正の件

原案可決

委員長 次に、定第70号議案について、総務課長、説明をお願いします。

総務課長 議案つづりの26ページをご覧ください。定第70号議案、鹿児島市立高等学校の入学検定料及び入学料の免除に関する規則一部改正の件でございます。30ページをご覧ください。中ほどに改正理由がございます。国の高等学校等授業料に関する制度改正を受けまして、鹿児島市立高等学校授業料等に関する条例の一部改正を行いました。これに伴いまして、授業料の減免に関する規定を整備するとともに、入学料の免除につきまして、生活保護法による保護の基準の改正に伴う経過措置を設け、あわせて文言の整理をするものでございます。31ページの新旧対照表をご覧ください。具体的な改正内容について、ご説明いたします。まず、一番上の題名のところでございます。この題名のところを、「鹿児島市立高等学校の授業料等の減免に関する規則」に改めます。従来は、授業料が不徴収になっておりましたので、その規定がございませんでしたが、ここに規定するよう改正するものでございます。また、ページの下の方になりますが、第6条以下におきまして、授業料の減免に関する規定を定めますとともに、その手続きを定めるものでございます。こちらも授業料の不徴収になっておりましたので、改めまして、減免規定を定めるものでございます。なお、次の32ページになりますが、上の第2項のところになりますが、就学支援金等を受給することができる生徒につきましては、市が生徒に代わってこれを受領し、授業料を徴収しないことから、授業料の減免を適用しないこととしております。恐れ入りますが、もう一度30ページにお戻りください。4行目になりますが、付則の第2項でございますが、入学料につきましては、保護者が生活保護を受けている場合、免除しておりますが、生活保護の基準改正に伴う影響が及ばないよう、26年度に限り、経過措置を設けたものでございます。

これは、昨年8月から生活保護基準が引き下げられましたが、従前、生活保護を受けていた方で、この改正により生活保護の適用を受けない方につきましては、その方も従前どおり免除する措置を継続するための経過措置でございます。施行日は、平成26年4月1日でございます。以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

委員長 それでは、ただ今の説明について質問等ございませんか。

委員 どの位対象者は、いるのですか。

総務課長 減免の対象者は、それほど多くはないと思います。ただ、従前、減免措置をしていたものを、今回、徴収していた頃の規定を復活させるかたちですが、生活保護の方は数名おられます、今回、授業料を新たに徴収するように制度が変わりましたが、就学支援金というかたちで、県ベースで言いますと、16.7%の方が、授業料を払うことになると思いますが、その方々に対して、災害などでの減免とか、そういうことも含めまして、規定を設けないと、そういう方を救えないということで、減免規定を復活するということが、その趣旨でございます。

委員 4月の授業料納入者が何名いたかというのは、いつの時点で分かるのですか。

総務課長 納期が4月30日となっておりますので、それ以降、分かれます。最終的には、就学支援金を希望されて申請された方でも、所得が上回っていれば、遡つて徴収というかたちになりますので、その方まで含めて分かるには、7月頃になるのではないかと思います。

委員 5年、10年前よりも、そういう家庭の子どもさんは、入りやすくなつたのですか。

総務課長 従来であれば、生活保護世帯とかでないと、減免は受けられなかつた状況ですので、22年度から公立高校の授業料が無償化になっていますから、そこは制度的には、かなり充実されたのではないかと思います。今回、一部の方から授業料を徴収し、その分で、更に低所得者の方に対する給付型の制度を、県の方で設けられるということでございますので、そういう意味では、低所得者の方に、より厚く制度がシフトしている状況にはなつていると思います。

委員 年収910万円以上の世帯に授業料がかかるようですが、県内の公立高校で、何人の生徒が授業料を納入していることを学校別に公表すると、格差社会が見えますよね。県は慎重に扱わないといけないと思います。

委員長 他にございませんか。

(なしの声あり)

委員長 ご異議も無いようですので、定第70号議案については原案どおり改正することに決定いたします。

～～～～～～～～～～～～

- 委員長 次に、定第71号議案について、文化課長、説明をお願いします。
- 文化課長 議案つづりの34ページをご覧ください。定第71号議案、かごしま近代文学館条例施行規則廃止の件でございます。35ページに改正理由がございます。教育委員会の権限に属する文化に関する事務の一部を市長の権限に属する事務とすることに伴い、かごしま近代文学館条例施行規則を廃止するものでございます。なお、この規則は、新たに市民局で定めることになっております。以上でございます。よろしくお願ひいたします。
- 委員長 それでは、ただ今の説明について質問等ございませんか。
- 委員 市長の方に移す理由を確認させてください。
- 管理部長 県の場合、文化振興に関しては、知事部局の方で行っています。もともと文部科学省が所管しまして、教育委員会の固有の事務だったものを知事部局の方に事務を移管しているわけですが、市民が対象で文化振興は成り立っていることから、地域密着型のより市民に近いところの部署である市民局で行うことによって、地域の町内会とか、現在、コミュニティビジョンに基づいて、地域コミュニティ協議会を校区毎に作るようになりますが、あるいは、支所と一緒にになって、地域の文化振興を図っていこうという施策に取り組むことが大きな狙いでございます。同じく、スポーツに関しましては、経済局に事務の一部を移管しますが、情報発信という面を捉えて、そして、交流人口を増やして鹿児島の活性化につなげていこうというように考えております。
- 委員長 他にございませんか。
- (なしの声あり)
- 委員長 ご異議も無いようですので、定第71号議案については原案どおり廃止することに決定いたします。

～～～～～～～～～～～

定第72号議案 鹿児島市文化財審議会の運営及び鹿児島市文化財保護条例の施行等
に関する規則一部改正の件

原案可決

- 委員長 次に、定第72号議案について、文化課長、説明をお願いします。
- 文化課長 議案つづりの36ページをご覧ください。定第72号議案、鹿児島市文化財審議会の運営及び鹿児島市文化財保護条例の施行等に関する規則一部改正の件でございます。37ページに改正理由がございます。平成26年4月1日付けの組織機構の整備に伴い、関係条文を整理するものでございます。38ページをお願いいたします。新旧対照表がございます。現行は、審議会の所管を文化課になっておりますが、これを改正後は文化財課に改正するものでございます。以上でございます。よろしくお願ひいたします。
- 委員長 それでは、ただ今の説明について質問等ございませんか。

- 委員 文化課を文化財課にした理由を確認させてください。
- 文化課長 県の方におきましても、文化振興につきましては、県民生活局の方で行っています。そして、文化財ということで、埋蔵文化財の関係、それから、指定文化財の関係につきましては、県の方におきましても、教育委員会の方で所管しております、そういう流れとなっております。
- 管理部長 補足をしますと、私どもの業務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に則って、行っております。その中で、文化振興に関することは、首長の方に事務を委任しても良いという規定がございます。ただし、文化財に関することを除くとなっております。同じく、スポーツに関しましても、学校体育に関することを除くとなっております。
- 委員長 他にございませんか。
- (なしの声あり)
- 委員長 ご異議も無いようですので、定第72号議案については原案どおり改正することに決定いたします。

～～～～～～～～～～～～

定第73号議案 鹿児島市立図書館条例施行規則一部改正の件

原案可決

- 委員長 次に、定第73号議案について、図書館長、説明をお願いします。
- 図書館長 議案つづりの39ページをご覧ください。定第73号議案、鹿児島市立図書館条例施行規則一部改正の件について、ご説明いたします。次の40ページをご覧ください。改正理由でございますが、学びやすい生涯学習環境の向上を図るため、図書館の開館時間を延長するもので、平成26年6月1日から、平日の閉館時刻を午後7時から午後9時に改めるものでございます。41ページは、新旧対照表でございます。以上でございます。よろしくお願ひいたします。
- 委員長 それでは、ただ今の説明について質問等ございませんか。
- (なしの声あり)
- 委員長 ご異議も無いようですので、定第73号議案については原案どおり改正することに決定いたします。

～～～～～～～～～～～～

定第74号議案 鹿児島市公民館運営審議会の組織及び運営並びに鹿児島市公民館条例の施行等に関する規則一部改正の件

原案可決

- 委員長 次に、定第74号議案について、生涯学習課長、説明をお願いします。
- 生涯学習課長 議案つづりの42ページをご覧ください。定第74号議案、鹿児島市公

民館運営審議会の組織及び運営並びに鹿児島市公民館条例の施行等に関する規則一部改正の件について、ご説明いたします。これまで、中央公民館で行っておりました公民館の連絡調整に関する業務を、生涯学習課に移し替えることに伴いまして、43ページにございます事務分掌に改正するものでございます。44ページの新旧対照表をご覧ください。公民館の事務分掌に関する規定につきまして、表の左側に現行、右側に改正案をお示ししております。今回、中央公民館が行っております第5号の公民館相互の連絡調整に関すること、また、中央の文言、さらに、中央公民館を除く公民館に関する事務分掌の規定を、併せて削除するものでございます。この改正によりまして、市内の14の公民館が、全て同じ事務分掌で業務を進めることになります。施行は、平成26年4月1日を予定しております。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 それでは、ただ今の説明について質問等ございませんか。

委員 規則の改正は分かりますが、根本的な趣旨として、今まで、中央公民館が公民館活動のコアの公民館として、中央公民館の組織の中にスタッフ機能というか、企画部門があったのではないかと思います。それを取り除いて、公民館を全部並列にした規則ですが、公民館活動の企画は、どこが所管するようになったのですか。

生涯学習課長 庶務的なことにつきましては、生涯学習課の方で行うことになります。公民館のいろいろな企画につきましては、主任指導主事が中央公民館におりますので、主任指導主事を中心に公民館の主査等で企画をし、それに生涯学習課も関わっていくというかたちで、進めていきたいと考えております。

委員 生涯学習課がコアとなって行いますが、中央公民館は規模が大きいので、その主任指導主事が企画業務を少し行いますが、事務分掌上は中央公民館も一公民館として、位置付けますということでしょうか。

生涯学習課長 いろいろな公民館主催の行事等につきましては、公民館の方で、例えば、かるた取り大会とかございますが、そういう大会につきましても、輪番で中心になる公民館を決めまして、その公民館の主査が中心になって、企画しています。公民館の他の主査も集まって、協力することになります。講座等につきましては、それぞれの館で考えていくことになりますので、行事等につきましては、中心になる館を決めたり、または、中央公民館の方で企画をしたりと、それに生涯学習課が関わりながら、業務を進めていくということになります。

委員 中央公民館という名前は、地理的に中央にあるからですか。

生涯学習課長 そのこともございますし、行事等につきましても、職務的なことにつきましても、集約をするという意味での中央という意味もあるのではないかと考えております。

委員 今まで、公民館全体のリーダーシップを取る中央の公民館という意味合いが名前にも表れていたと思いますが、今後は、名前は中央公民館ですが、先ほどの説明のように生涯学習課の方で掌握して、各公民館並列関係のかたちで行っていくように変わったということですか。

生涯学習課長 委員が言われたような、かたちになると考へております。

委員 中央公民館の館長は、どういう人なっているのですか。

生涯学習課長 鹿児島市内の校長を退職された方にお願いしております。

委員長 他にございませんか。

(なしの声あり)

委員長 ご異議も無いようですので、定第74号議案については原案どおり改正することに決定いたします。

6 報告事項

(1) 鹿児島市暴力団排除条例に基づく暴力団排除措置等に関する協定書の締結について

委員長 次に、報告事項(1)について、総務課長、説明をお願いします。

総務課長 報告事項関係資料①をご覧ください。鹿児島市暴力団排除条例に基づく暴力団排除措置等に関する協定書の締結につきまして、ご説明いたします。平成26年3月18日に制定されました鹿児島市暴力団排除条例等の適正な運用等を図るために、鹿児島市及び鹿児島市教育委員会が暴力団排除措置を講じ、及び暴力団排除支援を行うに当たりまして、市内の3警察署との連携等について、協定書を締結するものでございます。資料の1をご覧ください。ここに協定書の主な内容を記載してございます。1番目に、本市が実施する暴力団排除措置等への支援又は協力の警察に対する要請に関する事項、2番目に、警察が市の要請を受けて行う支援又は協力に関する事項、3番目に、本市の事務及び事業から暴力団を排除するための警察への照会手続に関する事項、以下6番目まで規定してございます。2の締結年月日でございますが、平成26年3月26日水曜日、明日でございます。また、3に記載してございます締結者が出席いたしまして、明日に締結式を行う予定となっております。4番目に経緯等を記載してございますので、お目通しいただきたいと存じます。また、2ページ以降につきましては、協定書の具体的な内容を記載してございます。以上でございます。

委員長 ただ今の報告について、何かございませんか。

委員 教育委員会が暴力団から迷惑を被っているのですか。

総務課長 今のところ、そのような案件はございませんが、今後、契約をするに当たりまして、暴力団が関与していないかを照会をかけた上で、契約を結ぶことになります。実際に、契約をしようとする場合の手続きの中にも、そういう文言を入れた上で、排除しようというような取組も進めていくことになっております。

管理部長 最近、暴力団の活動も非常に巧妙化されておりまして、一般の会社と分からぬような関与のしかたをしている場合があるということで、文書で照会することによって、警察から情報提供してもらえることになっております。

委員長 他にございませんか。

(なしの声あり)

委員長 無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

～～～～～～～～～～～～

(2) 平成26年度教育委員会活動の点検・評価について

委員長 次に、報告事項(2)について、総務課長、説明をお願いします。

総務課長 報告事項関係資料②をご覧ください。平成26年度の教育委員会活動の点検評価の実施につきまして、ご説明いたします。昨年の3月26日のこの会で、25・26年度の教育委員会活動の点検評価の実施方法等につきましてご協議いただきまして、事務事業を評価対象としまして、学識経験者及び教委事務局による二次評価を経て、教育委員の皆様に最終的に全事業を評価していただくことをご決定いただいております。今回は、確認の意味で報告させていただくものでございます。資料の1に、点検評価の進め方ということで、これにつきましては、25年度と同様の考え方でしております。2のところの26年度の点検評価対象事業でございますが、24年度に点検評価を行いました、これは施策評価でございますが、教育振興基本計画に掲げます21施策に関連する事務事業で、教育振興基本計画の上位計画である第五次鹿児島市総合計画の第2期実施計画に掲載されている継続事業を基本として対象としております。2ページをお開きください。この2ページから3ページにかけましては、総合計画の第2期実施計画に掲載されている事業を、教育振興基本計画の枠組みで整理したものでございます。26年度は、現時点で53の事業がリストアップされております。今後、所管課の方で特に評価したい事業を追加したり、予算を伴わないゼロ予算事業というものがございますが、こういったものを除いたりしまして、数は増減する可能性がありますが、現在考えているのは、この53事業でございます。資料の3枚目からは、点検評価の様式でございます。A3サイズの折ってあります資料が、各所管課で作成する様式でございます。次の4枚目につきましては、外部評価委員と事務局による二次評価で使用するヒアリングシートで、5枚目につきましては、教育委員の皆様による最終評価で使用しますシートでございます。こちらも、25年度と同じ様式になっております。評価につきましては、委員の皆様方にお願いすることになります。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長 ただ今の報告について、何かございませんか。

(なしの声あり)

委員長 無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

～～～～～～～～～～～～

(3) 平成25年度鹿児島学習定着度調査の結果について

委員長 次に、報告事項③について、学校教育課長、説明をお願いします。

学校教育課長 報告事項関係資料③をご覧ください。平成25年度鹿児島学習定着度調査の結果について、報告いたします。本調査は、県教育委員会が実施するもので、これまでの「基礎・基本」定着度調査に代わるものです。基礎的・基本的な知識・技能に加え、思考力・判断力・表現力等に関する学力状況と、児童生徒の学習に関する意識や学び方などの学習状況について調査し、今後の個に応じたきめ細かな指導方法の改善・充実を図ることを目的としております。調査の内容、実施日、対象等につきましては、お目通しください。次に、2の各教科の平均通過率及び調査結果概要について説明いたします。各教科・学年ごとに、基礎・基本、思考・表現、全体の3つに分け、市・県の平均通過率とその差を示しております。下の「分析」に示してありますように、小学校は、基礎・基本に関しては、全教科において平均通過率が7割を超えており、概ね定着しているものと考えております。思考・表現は、4割から6割程度の平均通過率で、教科によって、ばらつきがあります。また、県平均通過率との比較では、社会が昨年度より縮まっているものの、県を0.2ポイント下回っています。中学校は、基礎・基本は、大方の教科で7割程度であり、概ね定着しているものと考えます。思考・表現は、3割から7割程度と教科・学年によって大きなばらつきがございます。また、県平均通過率との比較では、全教科上回っており、教科によっては2ポイント以上高いものもございます。今後も、全教科バランスよく学力を向上させることが大切であり、系統性を踏まえ、確かな学力を身に付けさせる指導方法の工夫・改善を図っていくとともに、小学校社会科につきましては、県平均を下回っていることから、新たに研究協力校を指定しまして、指導方法の改善等に努めてまいりたいと考えております。最後に、3、調査結果の活用につきましては、概要を各学校に配布するとともに、各教科の結果分析を市のホームページでも公表いたします。また、各学校においても、家庭と連携して学力向上に取り組むために、保護者等にも公表いたします。以上でございます。

委員長 ただ今の報告について、何かございませんか。

委員 社会が、鹿児島市がマイナス0.2%低い値が出ましたが、どう分析しますか。

学校教育課長 いくつかその原因を考えているところですが、まず、1点目は、各学校の校内の研究体制の問題が1つございます。具体的には、研究テーマが、国語、算数などに偏っております。そちらに中心を置いている関係で、社会科に対して、全員で研究するという学校が少ないということがございます。2点目は、授業の方法でございますが、社会科の学習の課題を一人一人調べさせて、そして、まとめていきますが、まとめた重要な内容、用語を反復して練習させという部分が、不足しているように思います。最後に、この調査結果に対する構えと言いますか、過去の問題が出ていますが、その過去に同じ問題が出たものを間違えています。そういうことの対策が足りないことなどが考えられま

す。これは、今後も、何が課題なのかということを、しっかり追及していかなければならぬと考えているところでございます。

委員 理科は、割合から言うと一番良いようですね。国語、算数よりも理科の方が良いですね。単純に比べて良いものかは別の問題があると思うのですが、理科は、小学校で興味深く取り組んでいるということなのですか。

学校教育課長 小学校の場合、社会と理科を比べた時には、子どもたちの様子から見ますと、実験などのある理科についての興味、関心が高いのは言えると思います。ところが、この調査では、教科の問題のばらつきが、難易度も違いまして、問題としても、少し課題があるのかなというように考えております。特に、中学校の思考・表現を見ますと、3割から7割のばらつきがある訳ですが、教科によって難易度が違うということで、十分練られた問題ではないのではないかという課題もあるのではないかということを考えております。

委員 全国学力テストでも同じような割合を出すのですか。今回の結果は、誤差の範囲ではないかと思いますがどうですか。

学校教育課長 全国学力・学習状況調査につきましては、専門家が作りまして、各教科の難易度なども、ある程度同じような結果が出るように揃えてございますが、鹿児島県のこの問題につきましては、現場の先生たちも加わって作りますので、やや素人的なところもございますので、このようなばらつきが出てくるかと思います。ご指摘のように0.2ポイントというのは、全国学力テストで言いまして、無視しても良いような差であると捉えております。

委員 全国学力テストの公表は、同じようなことをするのですか。

学校教育課長 全国学力テストにつきましても公表いたしますが、今回、新たに全国学力テストの公表につきましては、国が学校名まで示して良いですよというようなことがございましたが、学校名を示して、併せて平均通過率などを出しますと、数字が独り歩きしまして、過度な競争などにつながる可能性がございますので、今後、国、県の動向を踏まえて、慎重に対応していきたいと思っております。公表の仕方については、これから検討していくことになります。方針が決まったところで、教育委員会定例会におきまして、ご意見をいただきたいと思っております。

委員長 他にございませんか。

(なしの声あり)

委員長 無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

～～～～～～～～～～～～

(4) 平成25年度鹿児島市社会教育委員の会議について

委員長 次に、報告事項④について、生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 報告事項関係資料④をご覧ください。平成25年度鹿児島市社会教育委

員の会議について、永山議長より報告がありましたので、ご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。「地域コミュニティの活性化を図るための社会教育の推進について」というテーマで、年4回実施いたしました。協議の内容につきましては、2ページから6ページをご覧いただきたいと思います。4回にわたる会議の中で、「住民相互の交流が深まる地域づくり」、「社会の形成に主体的に参画する人材育成と仕組づくり」、この2つの点で意見をいただきました。なお、今年度いただきました協議のまとめにつきましては、各種研修会等での資料として活用するとともに、今後の本市における社会教育行政施策推進や、生涯学習充実に役立て、本市の社会教育活動が、さらに進展するよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

委員長 ただ今の報告について、何かございませんか。

(なしの声あり)

委員長 無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

～～～～～～～～～～～～

(5) 吉田公民館の改修工事期間中の開館時間について

委員長 次に、報告事項(5)について、生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 報告事項関係資料⑤をご覧ください。吉田公民館の改修工事期間中の開館時間につきまして、ご報告いたします。資料の左側が現在、そして、右側が改修工事期間中でございます。まず、1番目の事務室の表の右側にございますが、改修工事期間中における開館時間につきましては、吉田支所の庁舎の開館時間や、公民館利用者の現状を考慮しまして、月曜日から金曜日までは、8時30分から17時15分まで、土曜日は、8時30分から12時まで開館いたしまして、土曜日の午後と日曜、祝日は休館となります。場所につきましては、吉田支所の第2庁舎2階で、今年度と同じ30講座を開設いたしまして、講座の場所といしましては、吉田福祉センター等を予定しております。次に、2番の図書室でございますが、地域内に書店が無く、市立図書館の本を借りるために、吉野公民館まで行かなければならないこと、併せて、地域の方々からの要望などを考慮しまして、事務室と同じ時間まで、開館することいたしまして。場所につきましては、吉田支所第2庁舎の1階を予定しております。今後としましては、5月末までは、現在の場所で業務を続けまして、6月に移転準備等を行い、工事は7月から27年2月までの予定でございます。また、27年3月に、現在の場所への移転準備等を行う予定となっております。これらにつきましては、公民館だよりや館内の掲示等によりまして、利用者の方々に周知してまいりたいと考えております。以上でございます。

委員長 ただ今の報告について、何かございませんか。

(なしの声あり)

委員長 無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

～～～～～～～～～～～～

(6) 城西公民館のリニューアルオープンについて

委員長 次に、報告事項(6)について、生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 報告事項関係資料⑥をご覧ください。城西公民館のリニューアルオープンにつきまして、ご報告いたします。城西公民館は改修工事のため、昨年6月から休館しておりますが、地域の生涯学習の拠点として、4月3日にリニューアルオープンいたします。4月3日は10時から公民館の出入口ロビーでセレモニーを行い、その後施設の自由参観、そして、午後から利用できるようになります。改修工事の概要につきましては、エレベーターの設置や屋外トイレの改修、多目的トイレ・授乳室の新設などを行いました。以上でございます。

委員長 ただ今の報告について、何かございませんか。

(なしの声あり)

委員長 無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

～～～～～～～～～～～～

(7) 次世代を切り拓く青少年育成事業基本計画策定について

委員長 次に、報告事項(7)について、少年自然の家所長、説明をお願いします。

少年自然の家所長 委員の皆様に、この2冊をお配りしております。次世代を切り拓く青少年育成事業の基本計画本冊子、並びに概要版をお配りしております。これについて、説明いたします。報告事項関係資料⑦をご覧ください。本計画は、第5次鹿児島市総合計画において、少年自然の家を本市の人材育成の拠点として活用するため、新たな人材育成プログラムを実施するという計画を受けまして、事業理念と基本的方向性を定めるため、本年度着手し、ここに完成したものでございます。お手元には、2冊お配りしておりますが、基本計画の本冊子の50ページをお開きください。本計画の策定に当たりましては、府内委員で構成しました策定委員会、上の段の11名でございます。及び公募委員を含む府外委員で構成した協議会、下の段の11名において、協議・検討を重ね、作成したところでございます。お手元に当所の所報「吉野台」と書いた冊子、それから、利用の手引きをお配りしてございます。現在、少年自然の家では、所報の2ページに写真でご案内しておりますように、主に集団宿泊学習などの受入れ指導事業や、さらに5、6ページにお示ししてございます、緑豊かな自然の中で展開します様々な主催事業等を実施しているところでございますが、今

後は既存の事業に加えまして、本基本計画を踏まえて、少年自然の家及び南洲翁開墾地跡や世界ジオパーク認定を目指す、「桜島・錦江湾ジオパーク」のジオサイト「寺山展望台」、さらには、世界文化遺産登録を目指す「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の構成資産であります「寺山炭窯跡」等、歴史的・教育的周辺環境を活用しながら、新たな人材育成プログラムを実施することにより、郷土に愛着と誇りを持ち、グローバルな視野で、次世代を切り拓き社会をリードする人材育成を図ってまいりたいと考えているところでございます。なお、具体的な人材育成プログラムにつきましては、平成26年度にプログラム策定のための協議会を立ち上げ、検討してまいります。参考までに、現段階で暫定素案であります、「かごしま創志塾」及び「かごしま未来の達人合宿」の2案を配布してございますので、お目通しください。終わりに、長期的展望に立ちまして、ソフト面の実施のために必要な施設整備のハード面につきましても様々な観点からローリングし、検討していくことを申し添えまして、報告とさせていただきます。以上でございます。

委員長 ただ今の報告について、何かございませんか。

(なしの声あり)

委員長 無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

～～～～～～～～～～～～

(8) 鹿児島市美術品等取得基金による美術品の購入について

委員長 次に、報告事項(8)について、美術館副館長、説明をお願いします。

美術館副館長 報告事項関係資料⑧をご覧ください。鹿児島市美術品等取得基金により美術品を購入しましたので、ご報告いたします。購入しました美術品は、黒田清輝、海老原喜之助、青山義雄の油彩画で、それぞれ1点ずつ計3点でございます。購入理由でございますが、黒田清輝の「大磯鳴立庵」は、神奈川県大磯町の鳴立庵を大胆な色彩と筆触で描いた作品で、日本近代洋画の礎を築いた黒田の幅広い画業を理解するうえから貴重な作品でございます。購入金額は、800万円で、東京銀座の株式会社日動画廊から購入したものでございます。次に、海老原喜之助の「晴れ着」は、子供に新しい服を当てる母親の姿が温かみのある色調で表現されています。庶民の生活を情感あふれる画風で描いた戦前の代表的な作例のひとつでございます。購入金額は、500万円で、海老原の遺族から購入したものでございます。最後に、青山義雄の「桜島」は、鹿児島のシンボル桜島を描いた作品です。柔らかな筆触による温かみのある色調が見られることから、色彩画家としての力量を感じさせます。購入金額は、240万円で、東京銀座の画廊中松商店から購入したものでございます。いずれも美術品収集の基本方針に沿い、コレクションの充実につながるため、購入したものでございます。購入日は、平成26年3月14日でございます。2ペ

ページは、作品の図版でございますので、お目通しを願います。以上でございます。

委員長 ただ今の報告について、何かございませんか。

委員 取得基金による美術品の購入になってますが、基金の性格と原資はどの位あるのですか。

美術館副館長 基金は、3億円ございます。美術品の購入を目的としております。

委員 何年前に作ったのですか。

美術館副館長 平成21年でございます。

委員 まだ残っているのですか。

美術館副館長 美術品を購入しましたら、その金額を直近の予算で買い戻すようにしております。

委員 3億円を固定して、そして、前回、1,540万円購入したら、来年度の一般会計から、1,500万円充当されるというように考えればよいですか。

美術館副館長 その通りでございます。

委員 これについては、議会で買いますということを出すのですか。

美術館副館長 議会では、3,000万円を超えるものについては、議決をいただいております。3,000万円未満のものにつきましては、報告しております。

委員 青山義雄という人は、どんな経歴の方ですか。

美術館副館長 青山義雄は、神奈川県横須賀市出身の方でございまして、亡くなっていますが、フランスのマティスから学んで油彩画を描いていた方でございます。日本では、マティスに直接学んだ数少ない洋画家として知られておりまして、鹿児島に来て、桜島を沢山描いた画家でございます。1950年代に描いた桜島は、この画家の中でも非常に充実していた頃の作品でございまして、これは、青山が描いた代表的な桜島でございます。

委員長 他にございませんか。

(なしの声あり)

委員長 無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(10) 市議会関係の審議結果等について

(11) 教育委員会関係の主な行事について

委員長 次に、報告事項(10)及び(11)について、管理部長、説明をお願いします。

管理部長 議案つづりの46ページをご覧ください。報告事項(10)市議会関係の審議結果等について、ご報告いたします。平成26年第1回市議会定例会は、3月18日に最終本会議が開かれまして、予算を含みます教育委員会関係の議案7件いずれも原案どおり可決されました。議決に先立ちまして、所管の常任委員会が3月7日、10日の2日間開催されました。主な質疑内容といたしましては、

文化財に関すること、郡山体育館建設に関すること、組織整備に伴い移管する事業の考え方などに関すること、その他教育施策全般につきまして様々な質疑がなされたところでございます。続きまして、報告事項(1)教育委員会関係の主な行事についてでございます。市立学校の入学式・入園式といたしまして、4つ掲げてございますが、市立の小中高等学校並びに幼稚園の入学式・入園式が、記載のとおりの日程で行われる予定となっております。ちなみに、小学校の入学者数は、今年1月時点での取りまとめでございますが、全体で5,410人、これが新1年生でございます。昨年と比較しまして、20人ほど減る見込みでございます。次に、4月23日から6月2日まで、市立図書館におきまして、椋鳩十児童文学賞作品展を開催する予定でございます。以上でございます。

委員長 ただ今の報告について、何かございませんか。

委員 桜峰幼稚園の場所は、桜島のどのあたりですか。

管理部長 桜島支所よりも、もう少し北の方になります。

委員 残念ながら、小学校が廃校になりましたよね。小学校が廃校になって、厳しい状況になっている中で、市立幼稚園が廃園になる可能性があるのですか。

管理部長 桜島地区には、旧東桜島地区も含めまして、幼稚園は、ここしかございません。保育園はありますが、幼稚園で幼児教育を受けさせたいという場合には、ここしかございませんので、こちらの園児につきましては、ある程度維持している状況でございます。3・4・5歳それぞれ1学級ずつございます。今回、幼稚園の改修、園舎の建替を予定しております。

委員 桜島も、だんだん過疎化が進んで、小学校が廃止になりましたが、保育園や幼稚園などの最低限の施設は、残ってほしいと思います。経済的な問題はそうですが、1校も無くなったりすると大変ですし、これから第3子、第4子と、子育てを支援する制度が作られる一方で、施設を縮小していくことは、少々矛盾があつたりするんでしょうが、最低限の施設は残ってほしいと思います。

委員 園児は、何人ですか。

学務課長 桜峰幼稚園は、本年度30人です。後の園が、宮川が22人、皆与志が10人、それから、松元が11人となっております。

委員長 他にございませんか。

(なしの声あり)

委員長 無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

～～～～～～～～～～～～

(9) 市内中学校生徒に関する事故について

【本報告は非公開】

委員長 それでは、他の説明員を入室させます。しばらくお待ちください。
最後に、事務局から何かありますか。

委員長 それでは事務局の方からどうぞ。

事務局 4月定例会について、ご連絡いたします。4月は、25日金曜日の16時
40分から18時を予定しています。よろしくお願ひします。

委員長 他にございませんか。
(なしの声あり)

8 閉会

委員長 それでは、以上をもちまして本日の定例会を終了いたしますが、25年度、
最後の定例会ですので、一言ご挨拶申し上げます。今日は、長時間ありがとうございました。
この1年間を振り返りますと、いろいろなことがあったと思います。中学校生徒の転落事故もあり、いろいろ大変でしたが、私たち教育委員も、非常勤ですが、学校現場で、先生がはじめに行っている以上、体を張ってでも守る気概が必要だと思っております。教育委員会事務局の皆さんも、学校現場、先生方を守っていくことが大事であると思います。学校の先生の権利が縮小されているような気がしまして、生徒から暴力を受けた時などに、どのように対応するかなど、問題が山積していると思います。何にしましても、子どもを第一に考えるということが大事だと考えます。そういう観点で、26年度も行っていただければ、ありがたいと思いますので、よろしくお願ひします。簡単ですが、これで終わりたいと思います。1年間ありがとうございました。

【以上】

